

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.436

TOPICS

主な記事

- 公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金について
- 令和4年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱
- 踏切でトラック立ち往生、頻発！（兵庫県警）
- 自動車公害防止月間（11月）に伴う「環境キャンペーン運動」の実施・「環境と物流を考えるフォーラム」の開催について

主な同封物

- 特殊車両通行確認制度が始まります！
- 大型車両に関する認知度調査のご協力をお願い

11
2022
November



場 所：せせらぎ公園（多可郡多可町加美区）
撮影者：佐々木和彦（近畿システム管理株式会社）

CONTENTS



トピックス

- 1 公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金について

行政からのお知らせ

- 8 令和4年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱(兵庫県)
- 13 窒素酸化物低減のための季節対策について
- 14 踏切でトラック立ち往生、頻発！（兵庫県警）

事務局からのお知らせ

- 15 兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について
- 18 令和4年度 整備管理者選任後研修(後期)のご案内
- 20 自動車公害防止月間(11月)に伴う「環境キャンペーン運動」の実施・「環境と物流を考えるフォーラム」の開催について
- 21 インボイス制度等説明会を開催しました
- 22 交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行了しました
- 23 第54回 全国トラックドライバーコンテスト
兵庫県代表 11t部門 西林仁選手が内閣総理大臣賞受賞

- 24 **支部活動だより**(東部支部)

陸災防のページ

- 25 令和4年度「陸運事業者のための安全マネジメント研修会」を開催しました
- 26 令和4年度「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を開催しました

- 28 **会員だより**

適正化事業実施機関からのお知らせ

- 30 今月のテーマ 「車輪脱落事故多発!! 緊急点検実施のお願い」

- 32 **協会日誌**

「標準的な運賃」を活用するための
運賃・料金の変更届出はお済みですか！
～まずは届出を～

〈兵ト協会員届出状況〉

(令和4年9月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合
1615社	489社	30.3%

※届出割合は全国ワースト4位

TOPICS

公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金について

平素は、当協会の運営にご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、今般の燃料価格高騰の影響を大きく受ける公共交通事業者の事業継続を支援するため、省エネ性能に優れたエコタイヤ等の購入を支援することを目的に、地方創生臨時交付金による標記の事業を下記のとおり実施しますのでご案内申し上げます。ぜひご活用ください。

記

対 象 者：兵庫県内に営業所を有する一般貨物自動車運送事業者

※詳細は、実施要綱別表1を参照してください。

対 象 経 費：別に定める低燃費タイヤ及びロングライフタイヤ購入費

※詳細は、実施要綱別表2及び補助対象一覧を参照してください。

交 付 額：申請本数（県内配置車両数×6本、かつ上限120本）×5,000円

※詳細は、実施要綱別表3を参照してください。

申 請 書 類：公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金交付申請書兼報告書（様式第1号）に領収書及び納品書（対象タイヤの本数、及び商品名、品番等が記載されたもの）を添付してください。

※申請書は、兵ト協ホームページからダウンロードできます。

申 請 方 法：以下あてに郵送してください。

一般社団法人 兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27

※『省エネ化支援事業費補助金申請書在中』と記入してください。

申 請 期 間：令和4年11月15日（火）から令和5年2月10日（金）兵ト協必着

◎重要 本事業は、エコタイヤ導入促進助成（従来の兵ト協助成）との併用が可能です。但し、補助（助成）対象となるタイヤの範囲が異なりますので、ご注意ください。

※各対象一覧参照

また、1事業者あたりの申請は1回限りとなりますので、県内に複数の事業所のある事業者については、主管店等で取り纏めた上で申請をお願いします。

問 合 せ 先

一般社団法人兵庫県トラック協会 業務部

TEL: 078-882-5556

H P: <http://www.hyotokyo.or.jp>

以上

公共交通等事業者省エネ化支援事業 実施要綱

令和4年10月21日

一般社団法人兵庫県トラック協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「協会」という。）が実施する公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 燃料価格高騰の影響を大きく受ける公共交通等事業者の事業継続を支援するため、省エネ性能に優れたエコタイヤ等の購入を支援する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下、「補助対象者」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表3に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、兵庫県及び営業所の所在市町分（別表1～3に定める市町に限る）ごとに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）、補助対象経費の領収書の写し及びその他必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

3 交付申請者は、第1項の申請に際し、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費から除き交付申請するものとする。

(申請内容の審査及び補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、審査の上、補助金の振り込みをもって交付決定及び額の確定とする。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、第6条の交付申請を取り下げることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、第6条の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金により購入したタイヤを目的外使用・転売等したことが明らかになったとき。
- (4) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 廃業により、令和5年3月31日まで事業を継続することができないとき。
- (6) その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 会長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

第11条 補助事業者は、第9条第1項第1号から第4号及び第6号の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第12条 会長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 交付申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報をほかの事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、または兵庫県知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

- 2 補助事業者は、補助金の使途に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第13条 会長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は会長が別に定める。

2 会長及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

別表1 補助対象者 (トラック)

自治体名	補助対象者
兵 庫 県	<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有し、令和4年10月1日時点において事業を営んでおり、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるもの。</p> <p>（令和4年10月以降に事業を継承し、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。）</p> <p>ただし、資本金又は出資の総額が10億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人を超える者）を除く。</p>

別表2 補助対象経費 (トラック)

自治体名	補助対象経費
兵 庫 県	<p>別に定める低燃費タイヤ及びロングライフタイヤ購入費</p> <p>（注1）納品及び支払いが令和4年4月1日から令和5年1月31日までに完了しているものに限る。</p> <p>（注2）一般貨物自動車運送事業以外の車両への使用・転売等は不可とする。</p>

別表3 補助金の額 (トラック)

自治体名	補助金の額
兵 庫 県	<p>補助金の額は、以下の算定式による</p> <p>算定式：申請本数（※）×5,000円（定額補助）</p> <p>※申請本数は、令和4年10月1日時点において県内の営業所に配置されている車両数×6本（1事業者あたり120本まで）を上限とする。</p> <p>ただし、車両数から以下の車両は除く。</p> <p>①被牽引車など原動機を有しない車両</p> <p>②霊柩、一般廃棄物収集運搬、特定貨物自動車運送事業など用途を限定して使用する車両</p> <p>③未車検等休車扱いとしている車両</p> <p>（注3）上記の範囲内で領収書等で確認できる単価（消費税及び地方消費税を除く）が5,000円以上のタイヤ購入本数とする。</p>

兵庫県『低燃費タイヤ、ロングライフタイヤ購入補助対象一覧（トラック）』

メーカー名	ブランド名	商品名	メーカー名	ブランド名	商品名	
株式会社普利チストン	ECOPIA	M801 II	横浜ゴム株式会社	ZEN	102ZE	
		M812			702ZE	
		R214			702ZE-i	
		R680			902ZE	
		R710			903ZW	
		W901			PRO FORCE ECO	TY687
		W906			PRO FORCE TOUGH	TY787T
		W910			PRO FORCE	RY01
		W911 II			BluEarth	LT152R
		W999			BluEarth-VAN	RY55
	BLIZZAK	W979		ice GUARD	IG91	
		VL1		IG91 for VAN		
		VL10		JOB	RY52	
	DURAVIS	M804		-	SV397	
		R207			TY285	
	-	W905			LT151R	
		W900			LT752R	
		M888			TY287	
					507U	
		710R				
住友ゴム工業株式会社	ENASAVE	SPLT38	902L			
		SPLT50/SPLT50M	903W			
		SP688Ace	904W			
		SP688S	905W			
		VAN01				
	DECTES/ECORUT	SP068	X LINE	XJE4 MIX ENERGY		
		SP088		X LINE ENERGY Z		
	ECORUT	SP128		X MULTI	X MULTI GRIP Z	
		SP628			XJW4+	
	WINTER MAXX	SV01			X MULTI T2	
		LT03/LT03M			X MULTI Z	
	-	SP001			X MULTI Z2	
		SP062			XZN+ MIXENERGY	
		SP081			XDW ICE GRIP GREEN	
		SP261			XDW ICE GRIP	
SP680		X MULTI D				
SPLT22		X MULTI D+				
		XJS WINTER GRIP+				
	X MULTI WINTER Z					
TOYO TIRE株式会社	ZEROSYS	M676	X ONE	X ONE MULTI ENERGY T		
		M966		X ONE LINE ENERGY D		
	NANOENERGY	M134E		X ONE XZY 3		
		M166		X ONE LINE GRIP D		
		M176	X LINE	X INCITY EV Z		
		M638		X INCITY Z		
		M676	AGILIS	AGILIS 3		
	M966	AGILIS LT				
	DELVEX	M134				
		M634				
		M934				
	-	M935				
		V-02e				
		M149				
		M646				
		M919				
		M920				
		M923				
		M929				
	M937					

•その他、従来品よりも低燃費性・耐摩耗性を有することが、メーカー又は販売店の資料により確認できるタイヤについても対象とする。

(様式第1号)

公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県トラック協会会長 様

(所在地)

(事業者名)

(代表者職氏名)

(事業者番号)

(担当者職氏名)

(電話番号)

(FAX)

(メールアドレス)

公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助金の交付を受けたいので、誓約事項を確認の上、必要書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

補助金 交付申請額	円
	=申請本数 _____ 本×5,000円
	※1：申請本数は車両数 _____ 両×6本以内（最大120本まで）
	※2：車両数には被牽引など原動機を有しない車両、霊柩・一般廃棄物収集運搬・特定貨物自動車運送事業など用途を限定して使用する車両、休車扱いの車両、他の事業者が所有する車両は除く

- ・上記申請本数、対象タイヤの商品名・品番等が確認できる領収書・納品書等を添付してください。（税抜き単価が5,000円以上のもの）
- ・納品及び支払が令和4年4月1日～令和5年1月31日までに完了しているものにかぎります。
- ・1事業者あたり申請は1回限りとします。

2 誓約事項

※以下の誓約事項を確認のうえ、□欄に☑を記載(入力)してください。

- 当社は、この補助金により購入したタイヤが、別で定める低燃費タイヤ及びロングライフタイヤに該当することを誓約します。
- 当社（個人である場合は私、法人である場合は当法人、以下「当社」という。）は、兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約いたします。
- 当社は、兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約いたします。
- 当社は、会長が前2項を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県知事・兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて異議を述べないことを誓約します。
- 当社は、補助金の使途に関し、暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずることを誓約いたします。
- 当社は、令和5年3月31日まで一般貨物自動車運送事業を継続することを誓約いたします。
- 当社は、本事業の申請額に、国や兵庫県を含む地方自治体を実施する他の補助事業における交付額との重複がないことを誓約します。
- 当社は、この補助金により購入したタイヤを一般貨物自動車運送事業以外の車両へ使用・転売等は行わないことを誓約いたします。
- 当社は、これら各項のいずれかを満たしていないことが判明した場合、及びこの申請が虚偽の申告であることが判明した場合に、補助金の返還及び加算金・遅延利息の支払いを命じられたときは、これに異議なく応じること、また賠償ないし補償を求めないことを誓約いたします。

3 提出書類のチェックリスト

<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼実績報告書（この用紙）
<input type="checkbox"/> 領収書・納品書の写し ※タイヤの本数・商品名・品番等が分かる納品書等を添付すること

4 振込先口座

金融機関名			
支店名			
金融機関コード		支店コード	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 総合	<input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※申請者本人(法人の場合は当該法人)の口座に限ります。

1事業者あたり申請は1回限りです。令和5年2月10日までに兵庫県トラック協会へ提出してください。

行政からのお知らせ

兵庫県

令和4年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域と一体となった道路交通環境づくりを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和4年12月1日（木）から10日（土）までの10日間

3 交通安全の日

- 交通安全意識を高める日 12月1日（木）
- みんなで迷惑駐車をなくする日 12月1日（木）
- 自転車安全利用の日 12月2日（金）

4 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

5 推進テーマ

みんなで作る 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

6 主唱

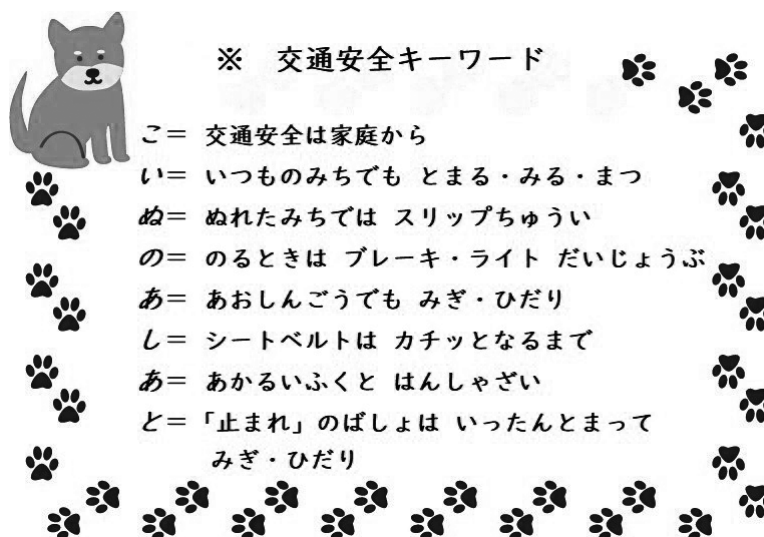
兵庫県交通安全対策委員会

7 運動重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

8 運動重点に関する主な推進項目

各推進項目に掲げる項目を中心に、交通安全キーワード「こいぬのあしあと」などを活用した広報啓発、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等を行い、広く県民に対し普及啓発・促進することにより交通安全意識の高揚を図る。



(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として通学路等において子供が危険にさらされている。

また、歩行中の交通事故死者のうち高齢者の占める割合が高く、歩行者側にも走行車両の直前直後横断、信号無視等の法令違反が認められる。

このため、子供と高齢者を始めとする歩行者の総合的な安全対策を推進する必要がある。

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

◆ 横断歩道合図（アイズ）運動の実践

※ 信号機のない横断歩道で、歩行者・運転者の双方が手を挙げるとともに、目で合図（アイコンタクト）などを行うことによって、交通事故の抑止を図る運動

◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛け

◆ 歩行中児童の交通事故の特徴（走行車両の直前直後横断や飛び出しが多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

イ 歩行者の安全確保

◆ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

◆ 高齢者自身が、加齢等に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を

実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

- ◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）の呼び掛け
- ◆ 電動車いす等の安全利用の促進
- ◆ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- ◆ 「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践

(2) 安全運転意識の向上

「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが歩行者の道路横断中に発生している。

高齢化が進むなか、とりわけ 75歳以上の運転者による免許人口当たりの死亡事故件数が、75歳未満の運転者と比較して多い。

また、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であることなどから、安全運転意識の向上を図る必要がある。

ア 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ◆ 横断歩道合図（アイズ）運動プラスの周知と実践
 - ※ 横断歩道合図（アイズ）運動に併せ、横断歩道手前に設置されているダイヤモンド標識で減速の徹底を呼び掛ける「横断歩道手前減速運動」をプラスした運動
- ◆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ◆ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- ◆ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発の推進

イ 高齢運転者の交通事故防止

- ◆ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ◆ 一定の交通違反歴を有する75歳以上の運転者に対する免許更新時における運転技能検査導入の周知
- ◆ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ◆ 安全運転相談窓口（全国統一専用ダイヤル#8080）の積極的な周知及び利用促進
- ◆ 運転免許証の自主返納制度と自主返納者に対する各種支援施策の周知による自主返納の促進
- ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話合いの促進
- ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用の促進

ウ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ◆ 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ◆ チャイルドシートの確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、適正な使用方法の周知徹底

- ◆ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

(3) 自転車の交通安全

自転車関連の交通事故件数は減少傾向にあるものの、交通事故全体に占める割合は増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死傷者のうち約9割に安全不確認や一時不停止等の法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底を図る必要がある。

ア 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ◆ 自転車安全利用五則に定める通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- ◆ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知徹底
- ◆ 自転車運転者講習制度の周知
- ◆ 妨害運転の禁止

イ 自転車の安全利用の促進

- ◆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用（令和4年の改正道路交通法に基づき令和4年4月27日から1年以内に施行）の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ◆ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する広報啓発の推進
- ◆ 自転車の定期的な点検整備の促進
- ◆ 自転車損害賠償保険等への加入の徹底

ウ 業務運転中の自転車の安全利用

- ◆ 関係事業者に対する交通安全対策の働き掛け
- ◆ 自転車配達員への街頭における指導啓発
- ◆ 飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け

(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶を図る必要がある。

ア 飲酒運転の根絶

- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶の呼び掛け
- ◆ 事業者における運転前後のアルコールチェックの徹底
 - ※ 本年4月1日から安全運転管理者は運転前後に目視等により酒気帯びの有無を確認することが義務化、今後、アルコール検知器を用いて行うことが義務化
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」の周知徹底

- ※ 酒を飲んだら車を運転しない
運転する時は酒を飲まない
運転する人には酒を飲ませない
- ◆ ハンドルキーパー運動の周知徹底
 - ※ 自動車で複数の者が飲食店等へ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者（ハンドルキーパー）を事前に決めておく運動
- ◆ 飲酒運転追放宣言書の賛同促進と実践
- イ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の根絶
 - ◆ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性の周知
 - ◆ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- ウ 共通項目
 - ◆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発
 - ◆ 飲酒運転等の悪質性・危険性の周知徹底
 - ◆ 家庭、職場、地域等における飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進

(5) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、人や車の動きが活発となるほか、日没時間の早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある事故が増加傾向にあることから、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を図る必要がある。

- ◆ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没前後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ◆ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- ※ 早めのライト点灯推奨時間

期 間	点灯推奨時間
10月から3月	午後4時
- ◆ 夜間の対向車や先行車がない状況における原則ハイビーム活用の励行（特に、ハイビーム活用促進路線の周知徹底）
- ◆ 自動車運送事業者による、従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

運動重点!!

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ② 安全運転意識の向上
- ③ 自転車の交通安全
- ④ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ⑤ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

窒素酸化物低減のための季節対策について

環境保全行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では窒素酸化物の低減対策を総合的に推進しているところですが、冬季において窒素酸化物濃度が上昇する傾向にあることから、本年度におきましても、関係工場・事業場等に対して、冬季における窒素酸化物低減対策の徹底について協力をお願いしています。

つきましては、本趣旨を御理解頂き、別紙事項について貴団体会員等への周知等格別の御協力と御配慮をお願いいたします。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県環境部水大気課大気班
担当：清水
TEL：078-341-7711（内線3381） FAX：078-362-3966
E-MAIL：mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp

[別紙]

窒素酸化物低減のための季節対策について

窒素酸化物低減のための季節対策を御理解頂き、下記の事項について御協力をお願いするとともに、機関紙などを通じて貴団体会員各位などに周知していただきますようお願いいたします。

記

- 実施期間 令和4年11月1日から令和5年1月31日
- 対象地域 阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）及び播磨地域（姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町）の11市4町
- 協力依頼内容
 - 暖房用ボイラーの運転に関しては、暖房温度を適正に設定し、燃料使用量の削減に努めてください。
 - 業務用貨物自動車等については、合理化等により、できるだけ運行を抑制するとともに自動車の整備点検を徹底してください。
 - 駐停車時のエンジン停止、急発進・急加速の抑制、迷惑駐車をしない等、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ）を心がけてください。
- （依頼先） （一社）兵庫県トラック協会、（公社）兵庫県バス協会、（一社）兵庫県自家用自動車協会連合会、（一社）兵庫県タクシー協会、神戸個人タクシー事業協同組合、全兵庫個人タクシー事業協同組合、（一社）日本自動車連盟兵庫支部、兵庫県貨物運送協同組合連合会、（一社）兵庫県自動車整備振興会

兵庫県警

踏切でトラック立ち往生、頻発!

神戸市東灘区・踏切危険箇所

「低床貨物車、通行困難」阪急岡本駅の東側
阪急岡本駅から東約500メートルに位置する「小路踏切」(神戸市東灘区本山北町2)は、住宅街にある北側に向かって急な上り坂の手前にあります。

踏切を挟んで、北側の傾斜は16%あり、車体が後方に傾くため、車底部等が線路の溝に引っかかる危険性があります。

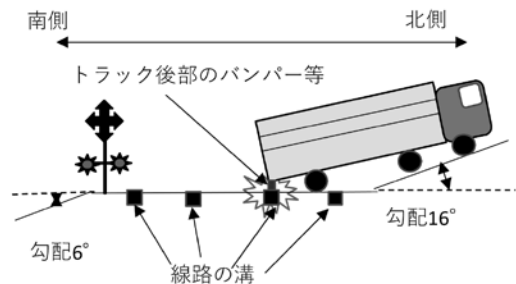
「小路踏切」
(山側に急な上り坂)



「注意喚起の電柱幕」
(踏切手前に設置)

踏切を挟んで北側が急勾配の坂! トラックの後部バンパー等が線路の溝に!

- 踏切出口が急勾配となっているため、トラック等の後部バンパーや車底部の突起物等が線路の溝に引っかかり、立ち往生する事案が頻発しています。
- 令和4年10月6日にも同種事案が発生し、阪急電車の運行を約1時間止めるなど、大きな被害が発生しています。
- この踏切において、同様の事案が過去3件発生しています。
(東灘警察署認知件数)



◎ 無理な通行が電車との重大事故につながります。

◎ 踏切内で立ち往生する事案は、「過失往来危険」(刑法第129条第1項)に該当します。

兵庫県東灘警察署交通課

Tel:078-854-0110
(内線:413)

事務局からのお知らせ

兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

下記により協会会長表彰を行いますので、候補者をご推薦下さるようお願い申し上げます。
 なお、提出方法につきましては、表彰の種類を明記のうえ、所属支部にご提出ください。

記

1. 該当者 平素から業界発展のため尽くされた方。
 長年にわたり運送業務に精励し、その功績が顕著な方。
2. 提出書類 ① 功績調書（様式1）
 ② 履歴書（様式2）
 ③ その他参考となる資料
 ※①・②に関してはコピーしていただき、いずれの記入欄にも詳細明確に記入して下さい。記入枠が足りない場合は他の用紙に記入して下さい。
3. 提出期限 令和5年1月12日（木）
4. 表彰の種類及び推薦資格
 - (1)「感謝状」
 - ① トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、15年以上若しくは事業歴30年以上（免許取得から30年以上）を有し、その業務に精励し、当該事業並びに業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
 - ② 本会または本会支部の役員並びに本会部会等の所属員として15年以上その業務に精励、業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
 （注） 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - (2)「表彰状」
 - イ. 危険を省みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な方。
 - ロ. 有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しく貢献した方。
 - 中間管理者 ① イまたはロに該当する現在中間管理職の方。
 ② 中間管理者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - その他の従業員 ① イまたはロに該当する現在従業員の方。
 ② 従業員として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - 運転者 ① イまたはロに該当する現在運転者の方。
 ② 運転者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な方。
 （注） 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - 本会または本会支部の職員
 本会または本会支部の職員として、15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な方。
 ※年数及び年齢の起算日は、令和5年3月1日とします。

兵ト協会長表彰
(様式 1)

功 績 調 書

※次の表彰の種類いずれかに○して下さい。

【1 感謝状、2 中間管理者、3 その他の従業員、4 運転者、5 職員】

支 部 名

⑩

1. 事業所の住所 名 称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者の 役職・氏名 生年月日	
3. 推せん順位	
4. 推せん理由	
5. 賞罰、勤務成績素行 等参考となる事項	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

兵ト協会長表彰
(様式 2)

履 歴 書

本 籍	
現 住 所	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
学 歴 (最 終 学 歴)	
資 格 (各 種 免 許 事 項)	
職 歴	
そ の 他	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんのためだけに使用いたします。

(作成者氏名)

(連絡先)

※所属支部へご提出下さい。

<令和4年度 整備管理者選任後研修（後期）のご案内>

各事業所で選任された整備管理者に、2年に1回の受講が義務付けられている研修です。

令和4年度整備管理者選任後研修（後期）の申込み受付を行います。

今年度の選任後研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各開催の受講定員数を少なくし、開催数を増やして（分散して）実施いたします。当日、受講される方は、マスク着用・手洗いの徹底など感染症拡大防止にご協力をお願いします。また、ご自身や同居者に新型コロナウイルス感染が疑われる症状をお持ちの方は受講をご遠慮下さい。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、開催を延期または中止する場合がありますので予めご了承下さい。

1. 後期開催の日時・場所

日時	第1回	【神戸会場】	令和5年1月19日(木)	13:30～16:00	受付13:00
	第2回	【神戸会場】	令和5年2月3日(金)	13:30～16:00	受付13:00
	第3回	【姫路会場】	令和5年2月14日(火)	13:30～16:00	受付13:00

場所 【神戸会場】 兵庫県トラック総合会館 [大会議室] 神戸市灘区大石東町2-4-27
※ 神戸会場は、会館駐車場が狭隘なため受講者は公共交通機関をご利用下さい。

【姫路会場】 姫路市市民会館 [大ホール] 姫路市総社本町112

※ お車で来場の方は、最寄りの有料駐車場をご利用下さい。

※ 昨年度の後期から使用している会場であり、お間違えの無いようお越し下さい。

アクセス：<https://himeji-machishin.jp/toshi/commu/shiminnkaikann/#top>

2. 申込方法

兵ト協ホームページ「研修会・講習会」ページの「整備管理者選任後研修開催案内・申込フォーム【後期】」からお申込み下さい（11月14日（月）から受付開始予定）。なお、インターネット環境が無い等で申込みが出来ない方は、兵ト協業務部あてご連絡下さい。

※ 開催毎に定員に達した時点で受付を締め切ります。

※ 開催を延期または中止する場合は、受講申込みされた事業者へのFAXによる通知と兵ト協ホームページ上でお知らせ致します。（TEL・郵送等によるお知らせは行いませんので予めご了承下さい。）

※ 受講者は、必ず受講日の前日に兵ト協ホームページにて開催中止の有無についてご確認下さい。

3. 受講料 無 料 ※ 当日は、整備管理者手帳と筆記用具をご持参下さい。

4. 「整備管理者手帳」発行の有無

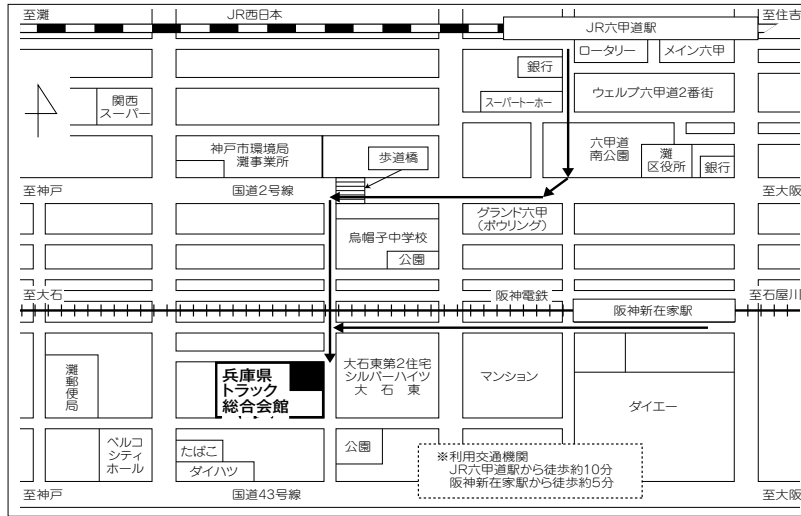
整備管理者手帳または整備士手帳をお持ちでない方、並びに手帳をお持ちで研修修了の記入欄（スペース）が無くなった方には、研修当日に整備管理者手帳を新たに発行致しますので、お申し込みの際に「手帳発行の有無」の項目で「希望する」を選択して下さい。

5. 問い合わせ先 (一社) 兵庫県トラック協会 業務部 TEL:078-882-5556

[神戸会場]

兵庫県トラック総合会館

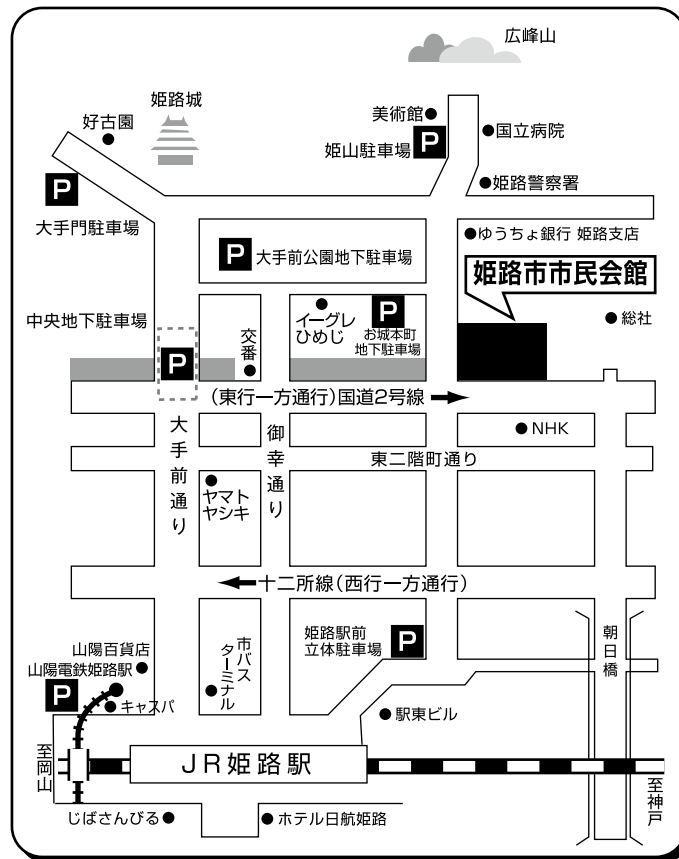
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



[姫路会場]

姫路市市民会館

姫路市総社本町112番地



※車でご来館の方は、最寄りの有料駐車場をご利用ください。

自動車公害防止月間(11月)に伴う

「環境キャンペーン運動」の実施・「環境と物流を考えるフォーラム」の開催について

地球温暖化防止に向けた取り組みとして、国、自治体、各行政機関が「自動車公害防止運動」を展開し、全日本トラック協会においても11月を「エコドライブ推進強化月間」と定め、環境対策を推進しています。兵庫県トラック協会では、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、トラック運送事業者における環境負荷低減に関して更なる積極的取り組みを促進し、また、トラック運送業界の環境対策への取り組みとトラック運送事業者がアイドリングストップやエコドライブに努め、地球温暖化防止に日々取り組んでいることを広く県民の皆様にご存知いただくとともに、環境保全の重要性をご理解いただき、県民個人がアイドリングストップやエコドライブを励行していただけるよう「環境キャンペーン運動」の実施及び「環境と物流を考えるフォーラム」を開催致します。

開催日時と場所等

◎ 環境キャンペーン運動

- ・ 期 間： 令和4年11月1日(火)～11月30日(水)
- ・ 場 所： 県内各支部(13カ所)周辺地域
- ・ 配布物品： チラシ、ノベルティ[クリアファイル・海洋プラスチックボールペン、コンパクトメジャー]

◎ 環境と物流を考えるフォーラム

- ・ 日 時： 令和4年11月25日(金) 14:00～16:40
- ・ 場 所： 兵庫県トラック総合会館 3F
神戸市灘区大石東町2丁目4-27 TEL 078-882-5556
※ 当協会の駐車場は狭隘につき、公共交通機関でのご来場をお願いします。
- ・ テ ー マ： 「カーボンニュートラル」 ※ 『講演』3部構成
- ・ 定 員： 50名 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は定員数を減じて、マスク着用など対策を講じて開催いたします。
なお、後日、フォーラムの動画を兵ト協ホームページに掲載し配信しますので、参加出来なかった方はそちらをご覧ください。
また、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、無観客として動画配信のみ、または開催を中止する場合があります。

令和4年度 自動車公害防止月間 環境キャンペーン運動 兵庫県下13カ所(駅周辺など)にて

「2050年カーボンニュートラル」に向け、トラック運送事業者における環境負荷低減への取組の更なる促進と、アイドリングストップ・エコドライブなど地球温暖化防止運動に取り組んでいるトラック運送事業者の姿を広く県民の皆さんにご存知いただくキャンペーンです。

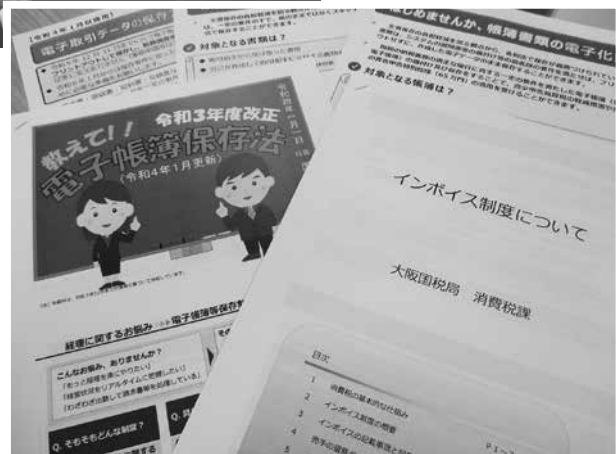
インボイス制度等説明会を開催しました

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）及び改正電子帳簿保存法について、制度を理解・準備していただくために標記説明会を開催しました。

両制度とも、全事業者が無関係ではない制度です。国税庁のホームページでは特設ページも用意されていますのでご活用ください。

また、講師派遣の対応も可能な場合がありますので、利用されたい場合は管轄の税務署にご相談ください。（組合や部会などで勉強会をされるなど）

開催日	令和4年9月22日（神戸：37名） 令和4年9月30日（姫路：22名）
内容	インボイス制度について、改正電子帳簿保存法について
講師	大阪国税局



交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行了しました

9月29日(木)、神戸市中央区の生田神社において第22回兵庫県トラック協会交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を厳かに執り行いました。

昨年と同様、新型コロナウイルス感染予防のため参加人数を縮小しました。

本殿において正・副会長をはじめ各支部長、顧問、相談役他、28名が出席し、交通安全祈願祭を行いました。原岡会長が協会を代表して玉串を奉奠、出席者全員が二礼二拍手一礼し交通安全を祈願しました。

続いて神社会館で交通事故犠牲者慰霊祭を行い、原岡会長が祭文を奏上し、「輸送の安全の確保と環境対策は最重要課題であり、私どもトラック運送事業に携わる全ての者が交通事故撲滅に取り組んでおり、交通事故防止に向け最大限の努力を傾注する」ことを諸霊に誓い、原岡会長、各副会長、各支部長、顧問、相談役他、出席者全員が玉串を奉奠し、交通事故の犠牲になられた諸霊の安らかなご冥福を祈念し齋了いたしました。



『第54回 全国トラックドライバーコンテスト』

— 兵庫県代表 11t部門 西林仁選手が内閣総理大臣賞受賞 —

茨城県ひたちなか市の安全運転中央研修所において、全国トラックドライバーコンテスト(2022.10.22～24)が開催され、兵庫県大会を勝ち抜かれた4選手が兵庫県代表として出場されました。



【兵庫県代表】 4トン部門 松浦 龍樹 選手 (株)日立物流西日本 兵庫営業所 中左
 11トン部門 西林 仁 選手 (西濃運輸(株) 尼崎支店) 中右
 トレーラ部門 谷口 主税 選手 (センコー(株) 阪神主管支店) 右
 女性部門 久保井美葵 選手 (石見サービス(株) 本社営業所) 左

なお、西林選手(11t代表)と松浦選手(4t代表)は、部門優勝に輝き、警察庁長官賞、及び全日本トラック協会会長賞を授与されました。

さらに、西林選手(11t代表)は、全部門を通じて総合得点第1位に輝かれ、内閣総理大臣賞を授与されました。おめでとうございます。





支部活動だより (東部支部)

秋の交通安全祈願祭を開催しました

9月21日、東部支部は尼崎市東園田町の船詰神社において例年開催している春の全国交通安全運動行事の一貫として、交通安全祈願祭を行い、当日は吉田支部長をはじめ6名が参加しました。



支部親睦ゴルフコンペを開催しました

10月13日、東部支部は西宮市山口町金仙寺の六甲カントリー倶楽部において支部会員の親睦を図るためゴルフコンペを開催し、当日は20名が参加しました。



陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

令和4年度「陸運事業者のための安全マネジメント研修会」を 開催しました

9月22日（木）、陸運事業者のための安全マネジメント研修会を兵庫県トラック総合会館で開催し、当日は荷主及び陸運事業者36名が参加しました。

陸災防の井内一成 安全管理士が「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要及び一体的運用方法、リスクマネジメント等について研修会を行いました。



井内一成安全管理士



令和4年度「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を開催しました

10月13日（木）、ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会を兵庫県トラック総合会館で開催し、当日は陸運事業者他8名が参加しました。

兵庫労働局 労働基準部安全課 渡邊直博地方産業安全専門官が最近の労働災害の発生状況について、陸災防の井内一成安全管理士がロールボックスパレット及びテールゲートリフター起因による労働災害の特徴や災害事例、安全作業のポイント等について講習を行いました。



渡邊直博地方産業安全専門官



井内一成安全管理士





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買ひましよう

軽油「元売別」購入価格表（令和4年9月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド	
		平均	平均	平均	平均	
J X T G		114.01	115.70	121.23	129.19	兵ト協 調 べ
出 光		110.00	116.22	120.20	124.50	
コ ス モ		123.27	114.85	124.60		
三 井		109.00				
そ の 他		110.23	113.24	120.20	125.05	
総 計		113.14	114.70	121.25	126.60	
4 / 8	全国平均	109.12	調査なし	118.93	119.65	全ト協 調 べ
	近畿平均	109.49		119.18	124.13	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
令和3年10月		102.95	105.65	111.44	119.35
令和3年11月		112.57	113.09	116.79	116.46
令和3年12月		112.22	115.14	118.17	127.06
令和4年1月		106.95	109.88	114.10	122.77
令和4年2月		112.51	114.66	117.67	125.53
令和4年3月		115.87	117.19	122.79	129.46
令和4年4月		119.69	118.86	125.02	132.49
令和4年5月		117.40	117.63	122.17	128.76
令和4年6月		112.17	112.51	120.31	127.07
令和4年7月		117.90	121.75	125.42	130.93
令和4年8月		113.40	114.24	118.46	124.25
令和4年9月		114.51	113.40	118.32	122.29
令和4年10月		113.14	114.70	121.25	126.60
年間平均		113.18	114.51	119.38	125.62

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
4.9.28	西神戸	一般	泉北車輛(株)	西井 政一	〒653-0033 神戸市長田区荻藻島町1-1-31	TEL 078-671-0835 FAX 078-671-3101

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
4.9.30	東神戸	一般	(株) ムービング	伊賀山 真行

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
16	代表者	協同組合物流ネットワーク阪神 金築 勇次	山田 伸嘉
28	会社名	(株) 大栄	(株) 大栄衛生
72	会社名	日陸物流(株)	NRS物流(株)
72	代表者	日東物流(株) 河内 満	三木田 博史
76	住所	WORLD OFFICIALLINE(株) 神戸市中央区港島 9-1	〒650-0046 神戸市中央区2-1-12 北埠頭ビル1階 R1
79	代表者	エース総合運輸(株) 堀内 利行	黒木 哲也
135	会社名	(有) 富士倉	(株) ふじくら運送
152	代表者	(有) 小路配送 小路 幹雄	小路 浩司
161	代表者	ヒョウカン運輸(株) 片山 圭司	片山 大輔

*
—————*
—————

事務局からのお知らせ

下記のとおり退職者がありますのでお知らせいたします。

人事異動

一般社団法人兵庫県トラック協会

令和4年10月31日付

発令事項	氏名	現職
退職	野夫井 彩乃	業務部係員

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

- 兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

- 会社概要（設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など）
- 会社で力を入れていること（安全教育、採用活動、産休・育休など）
- 創業時の苦勞 ●今後の目標
- その他（社長・社員の趣味、社員旅行などの行事） ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

■ 今月のテーマ 「車輪脱落事故多発！！ 緊急点検実施のお願い」

担当：適正化事業指導員 山地 芙美代

国土交通省は、大型車の車輪脱落事故防止対策について、平成30年度より取り組んできたところですが、依然として多くの車輪脱落による事故が発生していることを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」を取りまとめ、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、本年10月から来年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図るとしています。トラック協会へ相談いただく事故報告事由の30%が車輪脱落事故で、年々その件数は増えています。この機会に再度、自社の車両点検整備を正しく実施いただき安全運転に努めてください。

●車両の緊急点検について

- ・作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- ・自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者が実施してください。
- ・著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ・車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ・積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ・増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

●自社内でタイヤの脱着作業を行う時の事故防止対策及び注意点

- ・自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に「タイヤ脱着作業管理表」(別紙1)に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- ・タイヤ脱着作業完了後、「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- ・「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- ・点検実施者に「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
○増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットへマーキング(注1)を施す、又は、ホイールナットマーカ―を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検(注2)を確実に確認してください。

注1 ホイール・ナットへのマーキング(合いマーク)は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。マーキングが確認しやすい色(白色、黄色等)を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。(例：油性顔料インキ)

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカ―による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する

(別紙1)は次頁にありますので活用してください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
		ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。

注) この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
10・4	兵庫労働安全衛生大会 初任運転者特別講習	あましん アルカイクホール 兵ト協	11・9	安全・安心の道づくりを求める全国大会 トラック運送事業者のための同一労働同一賃金対応セミナー	東京砂防会館 兵ト協
5	全国トラック運送事業者大会	名古屋 東急ホテル	10	自動車関係団体連絡会議 近畿地区物流政策懇談会 幹事会	自動車会館 ホテルモントレ ラ・スール大阪
6	兵ト協 海コン部会 ヤード懇談会(～7日) 自民党神戸市議員団との意見交換会 標準的な運賃 活用セミナー	ポートアイランド 六甲アイランド 神戸市役所		はい作業主任者技能講習(～11日) 適正化事業指導員全国研修「特別研修」	兵ト協 愛知県みよし市「中部ト ック総合研修センター」
7	自動車関係団体連絡会	兵ト協	11	神戸中央支部主催研修会	神仙閣
8	兵ト協 海コン部会主催 運行管理者講習一般講習	兵ト協	14	整備管理者選任後研修 三木会	兵ト協 兵ト協
11	近ト協 理事会 全ト協 女性部会 全国研修会(オンライン)	大阪市内	15	兵ト協 海コン部会 役員会 「標準的な運賃」説明会	兵ト協 但馬支部 会議室
12	兵ト協 取扱部会 役員会	兵ト協	16	就職ガイダンス	ハローワーク 石明
13	ロールボックス及びテールゲートリフター等による荷役作業講習会	兵ト協	17	整備管理者選任後研修 安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰式	和山 ジュピターホール 兵庫陸運部
14	整備管理者選任後研修 兵庫県防災会議(オンライン)	姫路市 市民会館	18	兵ト協 理事会	兵ト協
15	兵青協 評議員会・親睦会	神仙閣	22	兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会 近ト協 幹事会	兵ト協 神戸市産業 振興センター ホテルグランヴィア 大阪
18	兵ト協 海コン部会 役員会 兵ト協 輸送秩序確立委員会小委員会	兵ト協 兵ト協		人材確保セミナー 兵ト協 引越部会 委員会	兵ト協 兵ト協
20	全国道路利用者会議 全国大会 関西広域応援訓練	札幌市民ホール 兵庫県広域 防災拠点	24	全ト協 広報委員会 過積載防止対策連絡会議	兵ト協 兵陸運部
21	整備管理者選任後研修	兵ト協	25	安全性優良事業所近畿運輸局長表彰式 環境と物流を考えるフォーラム	運輸局 兵ト協
22	第54回全国トラックドライバー・コンテスト	安全運 転中 央研 修所	28	整備管理者選任後研修 適正化事業部(課)長会議	姫路市市民会館 大阪府 トラック協会
24	KTS 正副会長会議	大阪府 トラック協会	29	全ト協青年部会「全国代表者協議会」	全ト協
25	国土交通大臣功労者表彰式 兵庫県高圧ガス大会 整備管理者選任後研修	国土交通省 兵庫県公館 和山 ジュピターホール		－ 12月の予定－	
26	兵ト協 正副会長会議 兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協 兵ト協	12・1	IT活用セミナー 全ト協 理事会	兵ト協 第一ホテル 京
28	兵ト協 物流政策小委員会 兵庫県交通安全対策委員会 整備管理者選任後研修	兵ト協 兵庫県民会館 兵ト協	2	交通事故防止大会	兵ト協
31	物流セミナー 兵庫県知事への交付金要望	ANAクラウン プラザホテル神戸 兵庫県庁	6	兵ト協 正副会長会議 兵ト協 常任理事・支部長連絡会議	兵ト協 兵ト協
	－ 11月の予定－		9	整備管理者選任後研修	兵ト協
11・1	引越管理者講習	兵ト協	16	近畿地区物流政策懇談会	大阪市内
2	暴力団追放県民大会	神戸文化ホール	20	本部・支部事務局長連絡会議	兵ト協
6	福井県原子力総合防災訓練	安富町備蓄倉庫、 みなどドーム			